

都城市ふるさと納税推進事業受付等業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、本市が推進する「肉と焼酎のふるさと・都城」を全国へ発信するPR戦略の一環として、本市が実施するふるさと納税推進事業について、その業務の一部を外部委託することで、より効率的な事業の実施を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 都城市ふるさと納税推進事業受付等業務委託
- (2) 場所 都城市内
- (3) 内容 別記1 都城市ふるさと納税推進事業受付等業務委託仕様書
別記2 システム仕様書
別記3 特設サイト仕様書
別記4 特定個人情報の取扱いに関する特約事項
別記5 機密文書処分業務仕様書 のとおり
- (4) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(ただし、締結日から令和6年3月31日までは、業務開始準備期間とする。)
- (5) 提案上限額 3,350,000,000円
(消費税及び地方消費税相当額304,545,454円を含む。)

3 プロポーザル方式を採用する理由

ふるさと納税推進事業受付等業務は、民間の発想力や経験などを基に、寄附者の問合せ対応業務のほか、更なる寄附獲得に繋がる施策の提案から実施など、価格のみの競争に適しないと認められるためプロポーザル方式による優先交渉者の選定を行う。

4 業務スケジュール (予定)

内 容	日 程
(1) 選定委員会発足 (審査方法並びに評価項目及び評価視点の決定)	令和5年7月28日 (金)
(2) 公告日	令和5年7月28日 (金)
(3) 参加表明書の受付期間	令和5年7月28日 (金) から令和5年8月14日 (月) まで
(4) 質疑の受付期間	令和5年7月28日 (金) から令和5年9月8日 (金) まで
(5) 参加資格要件の審査通知	令和5年8月18日 (金)
(6) 技術提案書提出要請書等の送付	令和5年8月23日 (水)
(7) 質疑への回答	令和5年7月28日 (金) から令和5年9月11日 (月) まで 随時
(8) 技術提案書受付期間	令和5年8月23日 (水) から令和5年9月15日 (金) まで
(9) プレゼンテーションの実施	令和5年9月下旬または10月中 (予定)
(10) プレゼンテーション等による優先交渉者の選定・通知	令和5年11月上旬 (予定)

(11) 契約締結日	令和5年11月中旬(予定)
------------	---------------

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別
公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去3年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (7) 都城市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

7 技術提案書の作成要領

(1) 作成要領

別紙2「技術提案書の作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

- ア 受付期間：令和5年7月28日(金)から令和5年9月8日(金)まで
- イ 受付方法：質問書(様式第5号)を電子メールで提出すること。
- ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ。
- エ 回答方法：令和5年9月11日(月)までに、参加資格要件を満たした全ての事業者
にメールで送付する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 事業者概要(任意様式 事業者概要及び事業実績が分かるパンフレット等)
- (ウ) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (エ) ①法人の場合：役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書(都城市暴力団排除
条例施行規則様式第1号)及び誓約書(都城市暴力団排除条例施行
規則様式第6号)
- ②個人の場合：誓約書兼同意書(同規則様式第2号)(個人の場合)
- (オ) 印鑑証明書
- (カ) 決算報告書(直近1年分)

(キ) 納税証明書（直近1年分）

- a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）
- b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※（ウ）から（キ）までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登録されている場合は省略できる。

イ 提出期間

令和5年7月28日（金）から令和5年8月14日（月）まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下「平日」という。）とします。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和5年8月18日（金）までに通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第6号）

(イ) 提出期限

令和5年8月18日（金）まで

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書（様式第2号）

(イ) 会社概要（様式第3号）

(ウ) 業務実績（様式第4号）

(エ) 業務実施体制（任意様式）

(オ) 技術提案書（任意様式）

(カ) 見積書（様式第7号）

イ 提出期間

令和5年8月23日（水）から令和5年9月15日（金）まで

ウ 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

オ 提出部数

正本1部、副本5部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、選定委員会を設置する。委員は、都城市の関係職員5人（ふるさと産業推進局長、ふるさと産業推進局参事、ふるさと産業推進局副課長、ふるさと産業推進局ふるさと納税担当副主幹及びふるさと産業推進局物産担当主幹）で組織する。

(2) 審査方法

ア 第1次審査（書類審査）

提出された技術提案書を、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

第1次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて再度審査を行い、優先交渉者を選定する。

(ア) 日程

令和5年9月下旬または令和5年10月中（日程については別途連絡する。）

(イ) 出席者

1者3名以内

(ウ) 実施時間

1者20分以内（器機のセッティング・撤去に係る時間を除く。）

(エ) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第2号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者

に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 119 条 1 項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 119 条第 2 項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、月払とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。

(4) 提出された技術提案書等は返却しない。

(5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示

があった場合は除く。

(9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(10) 参加事業者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

12 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

ふるさと産業推進局

電話 0986-23-2452 (直通)

F A X 0986-23-2006

E-mail furuno03@city.miyakonojo.miyazaki.jp